

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 告示
 - 土地改良事業計画及び定款の縦覧
 - 土地改良事業計画書の縦覧
 - 土地改良区の定款変更の認可
 - 児童福祉施設保育所措置費の保育単価の改正
 - 土地改良区の役員^正の退任及び就任
 - 保険医療機関の指定
 - 建設業者の登録まつ消
 - 建設業者の変更登録
 - 牛等の移入禁止区域
- ◇ 公 告
 - 甲種火薬類取扱主任者、乙種火薬類取扱主任者及び丙種火薬類作業主任者資格試験
- ◇ 正 誤
 - 昭和三十四年三月二十日付け鳥取県告示第百三十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百五十五号

昭和三十五年十月十五日付けで気高郡青谷町長戸昇一ほか十四人の者から申請のあつた青谷町泊ヶ谷土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - （一）土地改良事業計画書の写
 - （二）定款の写
- 二 縦覧に供する期間
 - 昭和三十五年十一月十八日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
 - 気高郡青谷町役場

鳥取県告示第五百五十六号

昭和三十五年八月十六日付けで岩美郡国府町から申請のあつた土地改良事業については、審査の結果適当と認

めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧の期間

昭和三十五年十一月十八日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所 岩美郡国府町役場

鳥取県告示第五百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、成実村土地改良区の定款変更を、昭和三十五年十一月十日認可した。

昭和三十五年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十八号

昭和三十五年五月鳥取県告示第九十八号（児童福祉施設保育所措置費の保育単価）の一部を次のように改正し、昭和三十五年十月一日から適用する。

昭和三十五年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年度分保育所保育単価設定表中

〃	〃	〃	770	を
〃	〃	〃	850	に
〃	〃	〃	770	を
〃	〃	〃	850	に
船岡町	船岡	〃	820	を
〃	〃	〃	1,070	を

船岡町	船岡	〃	920	に
〃	〃	〃	920	に

日南町	矢戸	〃	920	を
〃	霞	〃	920	を
〃	多里	〃	820	を

日南町	矢戸	〃	920	に改める。
〃	霞	〃	920	
〃	多里	〃	820	
国府町	第一	〃	1,000	
左治村	第三	〃	920	

鳥取県告示第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

今在家土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	谷村 福一	西伯郡大山町今在家
〃	中村 勉	〃
〃	谷村 勇	〃
〃	達藤 達夫	〃
〃	福本 寿夫	〃
〃	遠藤 精	〃
〃	日口 明美	〃
〃	中村キクエ	〃
〃	松波 留一	〃
〃	谷野 泰次	〃
監事	小原 修	〃
〃	尾倉 博明	〃
就任した役員の名及び住所		
理事	谷村 福一	西伯郡大山町今在家
〃	中村 勉	〃

仲倉医院小鴨出張所	倉吉市中河原	仲倉 文威	内、外科	"	"	"
田中医院	錦町一丁目	田中喜美恵	産婦人内科	"	"	一一、二一
本田医院	米子市諏訪	本田 脩	内、外科	"	"	"
松本医院	鳥取市東品治町五ノ一	松本 正威	皮膚泌尿、性病、外科	昭和三五、一一、一	乙ノ二	
名	称	所在地	開設者氏名	診療科名	指定年月日	採用点数表
"	小谷 幸夫	"				
"	水原 平蔵	"				
監事	市村 隆一	"				
"	河崎 和夫	里仁				
"	山口 張治	徳尾				
"	大久保 力	"				
"	小谷 清一	"				
"	松尾 武司	"				
"	大西 林造	"				
理事	大久保 芳衛	鳥取市里仁				
"	就任した役員の氏名及び住所					

昭和三十五年九月六日第一回通常総会において総選挙の結果当選し、九月十三日就任、任期三年。

鳥取県告示第五百六十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の第三項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十五年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

谷村 勇	"	大久保 力	"
遠藤 達夫	"	山口 張治	徳尾
福本 寿夫	"	河崎 和夫	里仁
遠藤 精	"	市村 隆一	"
日口 明美	"	水原 平蔵	"
中村 キクエ	"	小谷 幸夫	"
松波 留一	"		
谷野 敏雄	"		
小原 修	"		
尾倉 博明	"		
監事			
昭和三十五年七月一日通常総会において総選挙の結果当選し同日就任、任期二年。			
鳥取市東里仁土地改良区			
就任した役員の氏名及び住所			
理事	大久保 芳衛	鳥取市里仁	
"	大西 林造	"	
"	松尾 武司	"	
"	小谷 清一	"	
"	大久保 力	"	
"	山口 張治	徳尾	
"	河崎 和夫	里仁	
監事	市村 隆一	"	
"	水原 平蔵	"	
"	退任した役員の氏名及び住所		
昭和三十五年八月十日申請人において選任の結果八月十七日就任、任期第一回総会まで。			
理事	大久保 芳衛	鳥取市里仁	
"	大西 林造	"	
"	松尾 武司	"	
"	小谷 清一	"	
"	大久保 力	"	
"	山口 張治	徳尾	
"	河崎 和夫	里仁	
監事	市村 隆一	"	
"	水原 平蔵	"	

中山医院	八頭郡那家町那家	中山喜美雄	内、小児科	
田中医院大坪出張診療所	大坪	田中哲之助	外科 内科	
菊川医院	用瀬町用瀬	菊川 定子	内科 小児科	
柿坂	八東町北山	柿坂 猪介	内科	
柿坂医院若桜出張所	若桜町若桜			
井上医院佐治出張診療所	佐治村加茂	井上 武	内科 外科	
小谷診療所	西伯郡名和町御来屋	小谷 晴彦	内科 小児、婦人科	
荒木医院	日野郡日南町上石見	荒木磯次郎	内科	
佐伯	日野町黒坂	佐伯 真通	内、小児、産婦人科	
西村歯科医院	境港市松ヶ枝町	西村千代子	歯科	
大島	八頭郡船岡町船岡	大島 隼人		
横原	智頭町河原	横原 兼久		
辻本歯科医院出張所	西伯郡西伯町落合	辻本 正夫		

鳥取県告示第五百六十一号

次の建設業者は、大臣登録されたので知事登録をまつ消した。

昭和三十五年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二郎

登録年月日 昭三五、九、一三

登録番号 鳥取県知事登録 (新)第五二二号

商号又は名称 美保土木機械 企業組合

鳥取県告示第五百六十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のよう

登録番号 昭三五、七、一六

登録年月日 昭三五、一、九

商号又は名称 (新)中村土建 (有)千代田組 (旧)東宝建設(株)

鳥取県告示第五百六十三号

牛の流行性感胃予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号)第一条の規定により、昭和三十三年十一月十五日かう牛、その死体又は牛の流行性感胃の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する

主たる営業所在地 申請者氏名 まつ消年月日

米子市角盤町三丁目 須永 芳明 昭三五、一〇、二六

に建設業者登録簿に昭和三十五年十一月九日変更登録した。

昭和三十五年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二郎

主たる営業所在地 申請者氏名

鳥取市川端四丁目 中村益太郎

鳥取市二階町三丁目 (新)毎野市久 (旧)大西 勲

区域として滋賀県を指定する。

昭和三十五年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二郎

公 告

甲種火薬類取扱主任者、乙種火薬類取扱主任者及び丙種火薬類作業主任者の資格試験を次のとおり行なう。

昭和三十五年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 種別及び試験科目

種 別	試 験 科 目
-----	---------

乙種火薬類取扱主任者

火薬類取締法令
一般火薬学
面接による人物試験

丙種火薬類作業主任者

火薬類取締法令
信号焰管、信号火せんまたは
煙火製造工場保安管理技術
一般教養科目

二 試験の日時及び場所

1 日時 昭和三十五年十二月四日（日曜）
九時から十七時まで

2 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

三 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

1 受験願書 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下「規則」という。）別表第十七の様式による。

2 履歴書 規則別表第十八の様式による。

3 写真 手札型で出願前六月以内撮影した上半身正面を撮影したものとし、裏面に撮影年月日、氏名、年令及び受験しようとする試験の種類を記載すること。

4 戸籍抄本

四 受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を受験願書上部にはり付け、消印しないこと。

五 受験願書提出期限

昭和三十五年十一月二十五日（金曜）

六 受験票

受験票は、願書を受け付けた場合に交付する。

正 誤

昭和三十四年三月二十日付け鳥取県告示第百三十九号
中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

誤

所	在	場	所	全	面	積	解除予定
郡	町	大字	字	台帳	見込又は	実測	面積
岩美	岩美	田後向山	東側	0.0111町	0.0130町	0.0130町	0.0130町

正

所	在	場	所	全	面	積	解除予定
郡	町	大字	字	台帳	見込又は	実測	面積
岩美	岩美	田後	向山北側	0.0111町	0.0130町	0.0130町	0.0130町